

柏崎市情報政策官設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、柏崎市情報化推進本部設置要綱に基づく柏崎市情報政策官の設置に係る必要な事項を定める。

(身分)

第2条 情報政策官は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とする。

(職務)

第3条 情報政策官は、庁内において分野横断的かつ戦略的に電子市役所の実現を含めた地域情報化を進めていく上で、市長及び最高情報責任者（CIO）たる副市長の指揮監督を受け、次の職務を行う。

- (1) 新たに構築又は更新しようとする情報システムに対し、その効果、コスト等の面から適正評価を行い、調達・構築への技術的助言及び支援を行うこと。
- (2) 柏崎市電子自治体最適化ガイドラインの適切な運用に係る技術的助言及び支援を行うこと。
- (3) 柏崎市情報政策部門及び株式会社カシックスにおけるIT人材育成に係る助言及び支援を行うこと。
- (4) ICTを活用した地域産業振興に係る助言及び支援を行うこと。
- (5) その他ICTの利活用に係る助言及び支援を行うこと。

2 情報政策官は、職務を遂行するに当たり、法令及び市の定める条例、規則等に従わなければならない。

3 情報政策官は、CIOが指示した事業について、適宜担当部署に技術的助言及び支援を行う。

4 前項の職務の遂行に関し必要な事項は、CIOが別に定める。

(任用等)

第4条 情報政策官は、地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当するものであってはならない。

2 任用期間は1年以内とし、会計年度を超えないものとする。ただし、勤務成績良好であり、かつ、CIOが必要と認める場合には、任用期間について更新することができる。

3 第1項に該当し、又は勤務成績が不良の場合は、任用期間中であっても解任することができる。

4 前項の規定に基づき解任する場合には、少なくとも30日前までにその予告をするものとする。ただし、本人の責めに帰すべき事由の場合を除く。

(勤務日)

第5条 勤務日は、第3条に規定する職務に必要な日とする。

2 前項の規定にかかわらず、CIOが別に指定する1週につき1日を勤務日として拘束する。

(報酬等)

第6条 情報政策官の報酬は月額645,000円とし、当月分の報酬を当月21日に支給する。

2 情報政策官がCIOの命令により旅行したときは、柏崎市旅費に関する条例別表第1に掲げる特別職の職員の旅費相当額を費用弁償として旅費を別に支給する。

3 前2項に規定する報酬及び費用以外は、一切支給しない。

(守秘義務等)

第7条 情報政策官は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 情報政策官は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(調達等の禁止)

第 8 条 情報政策官と次の関係にある企業・法人与柏崎市は、自市が使用する情報システムに関する一切の調達を行わない。

(1) 情報政策官と雇用関係にある企業・法人

(2) 情報政策官と10年間以上雇用関係にあった企業・法人

(3) 前2号に該当する企業・法人与連結決算の対象となる企業・法人

2 前項の規定は、情報政策官が任を退いた後、1年間適用する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。